

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。
第二条の次に次の一条を加える。
（審査の特例等の対象となる場合）
第二条の二 法第四条の二第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。
第七条中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 法第四十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

附 則

1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
（確認に関する経過措置の対象となる者）
2 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。

- 厚生労働大臣 坂口 力
- 経済産業大臣 平沼 赳夫
- 環境大臣 鈴木 俊一
- 内閣総理大臣 小泉純一郎

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十五年九月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第四百二十号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令
内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項第十二号中「おそれ」の下に「又は生活環境動植物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項第一号ロに規定する生活環境動植物をいう。第五十二条第八号において同じ。）の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ」を加える。
第五十二条第八号中「おそれ」の下に「又は生活環境動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ」を加える。

附 則

（施行期日）
第一条 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第三条の規定の施行の日（同年二月一日）から施行する。
（経過措置）
第二条 医薬食品局は、平成十六年三月三十一日までの間、この政令による改正前の厚生労働省組織令（以下「旧令」という。）第六條第一項各号に掲げる事務のほか、改正法附則第三条の規定による厚生労働大臣の確認に関する事務をつかさどる。

2 医薬食品局審査管理課は、平成十六年三月三十一日までの間、旧令第五十二条各号に掲げる事務のほか、前項に規定する事務をつかさどる。
厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

省 令

○文部科学省令第四十一号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項、第五十七條第二項、第六十七條第一項及び第八十二條の三第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年九月十九日
文部科学大臣 遠山 敦子

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

告 示

○国家公安委員会告示第二十九号
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百零一条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。
平成十五年九月十九日
国家公安委員会委員長 谷垣 禎一

第一号の表九号の項中 鳥取県西伯郡大山町から鳥根県八東郡玉湯町まで

県西伯郡大山町から鳥根県八東郡玉湯町まで

市から浜田市まで

線下の次に次のように加える。
県道 下府 江津線 江津市教川町三百五十二番一から同町八十八番まで

附 則

この告示は、平成十五年九月二十一日から施行する。
○金融庁告示第三十九号
証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二條第二項及び第四十三條第二項の規定に基づき、本庁監理証券会社及び本庁監理登録金融機関を指定する件（平成十一年三月金融監督庁告示第六号）の一部を次のように改正する。
平成十五年九月十九日
金融庁長官 高木 祥吉

第一号中「岡三証券株式会社」の次に「岡三証券分割準備株式会社」を加える。

第六十九條第一号中「外国において」を「外国において」に改め、同条第六号を次のように改める。
六 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものの第七十條第七号を削る。
第七十條の二第五号を削る。
第七十七條の五第三号を次のように改める。
三 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で、十八歳に達したものの

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

示

○法務省告示第四百八十三号
北海道紋別郡滝上町役場保存の次の除籍が滅失した。
平成十五年九月十九日
法務大臣 森山 眞弓

北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地土別通四丁目二十番地 稲垣 節也

北海道深川市役所保存の次の原戸籍が滅失した。
平成十五年九月十九日
法務大臣 森山 眞弓

北海道空知郡江村字広里二百二十五番地 曾我七太郎

北海道空知郡江村字広里二百二十五番地 曾我七太郎

一 名称及び記号
 利付国庫債券(十年)(第二百五十三回)

二 発行の根拠
 平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律(平成十五年法律第十八号)第二条第一項及び国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五條第一項

三 振替法の適用等
 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
 日本郵政公社による国債の募集の取扱及び取得による発行

五 発行額
 額面金額で百億円

六 払込金額
 最低額面金額
 百億七千万円

七 振替単位
 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八 発行日
 平成十五年九月二十二日

九 募集の価格
 額面金額百円につき百円七十一銭

一〇 利率
 年一・六パーセント

一一 経過利息の払込み
 (一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{償還期間} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{2}{365}$$

 (二) 発行時において、その利息に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該

金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することをできる。

十二 初期利息
 平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{償還期間} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利息
 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利息を支払う。

十四 償還期限
 平成二十五年九月二十日

十五 償還金額
 額面金額百円につき百円

十六 元利金支払場所
 日本銀行

十七 募集期間
 平成十五年九月四日から平成十五年九月十六日まで

十八 払込期日
 平成十五年九月二十二日

十九 農務省告示第三十号
 農林水産省告示第三十号
 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第六十九條第一項の規定に基づき、平成十七年三月三十一日大藏省告示第七号(中小漁業融資保証法第六十九條第一項の主務大臣が定める利息を定める件)の一部を次のように改正する。
 平成十五年九月十九日
 財務大臣 塩川正十郎
 農林水産大臣 亀井 善之

〇農務省告示第三十一号
 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)附則第二十四項の規定に基づき、平成十三年四月二十七日財務省告示第二十六号(農林漁業金融公庫法附則第二十四項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正する。
 平成十五年九月十九日
 財務大臣 塩川正十郎
 農林水産大臣 亀井 善之

償還期限	利率
六年以下	年一分五厘五毛
六年を超え七年以下	年一分六厘五毛
七年を超え八年以下	年一分八厘五毛
八年を超え九年以下	年一分九厘五毛
九年を超え十一年以下	年二分五厘
十一年を超え十三年以下	年二分一厘五毛
十三年を超え十五年以下	年二分二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年二分三厘

この告示の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

〇農務省告示第三十二号
 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第五十九條第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大藏省告示第十七号(農業信用保証保険法第五十九條第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件)の一部を次のように改正する。
 平成十五年九月十九日
 財務大臣 塩川正十郎
 農林水産大臣 亀井 善之

償還期限	利率
六年を超え七年以下	年一分五厘
七年を超え八年以下	年一分二厘五毛
八年を超え九年以下	年一分三厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分四厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分六厘五毛
十五年を超え三十五年以下	年一分七厘

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

〇文部科学省告示第五十一号
 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九條第一号の規定に基づき、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件(昭和五十六年文部省告示第五十三号)の一部を次のように改正する。
 平成十五年九月十九日
 文部科学大臣 遠山 敦子

第二号中「次の表」を「別表第一」に改め、同号の表を削り、同号の次に次の一号を加える。
 三 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものに限る。)と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第二に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、十八歳に達したものを

第三号の次に別表として次の二表を加える。
別表第一(第二号関係)

名称(所在地)	名称(所在地)	名称(所在地)
中国帰国者定着促進センター(埼玉県)	北海道中国帰国者自立研修センター(北海道)	埼玉県中国帰国者自立研修センター(埼玉県)
大阪中国帰国者定着促進センター(大阪府)	山形県中国帰国者自立研修センター(山形県)	千葉県中国帰国者自立研修センター(千葉県)
福岡中国帰国者定着促進センター(福岡県)	埼玉県中国帰国者自立研修センター(埼玉県)	東京都中国帰国者自立研修センター(東京都)
	東京都中国帰国者自立研修センター(東京都)	愛知県中国帰国者自立研修センター(愛知県)
	神奈川県中国帰国者自立研修センター(神奈川県)	京都府中国帰国者自立研修センター(京都府)
	長野県中国帰国者自立研修センター(長野県)	大阪府中国帰国者自立研修センター(大阪府)
	愛知県中国帰国者自立研修センター(愛知県)	広島県中国帰国者自立研修センター(広島県)
	福岡県中国帰国者自立研修センター(福岡県)	福岡県中国帰国者自立研修センター(福岡県)

別表第二(第三号関係)

名	称	位 置
インドネシア学校東京		東京都
東京韓国学校		東京都
東京中華学校		東京都
横浜中華学院		神奈川県
京都韓国中学		京都府

○文部科学省告示第百五十二号

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第三号の規定に基づき、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件(昭和二十三年文部省告示第四十七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年九月十九日

文部科学大臣 遠山 敦子

第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であつて、その教育活動等について、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンブシャー市に主たる事務所が所在する団体であるヨーロッパ・インターナショナル・スクールズの認定を受けたものに置かれる十二年の課程を修了した者で、十八歳に達したものと

○農林水産省告示第千四百七十号
農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第三条の二第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千八百八十三号(農業近代化資金助成法第三条の二第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件)の一部を次のように改正する。
平成十五年九月十九日
農林水産大臣 亀井 善之
「年二厘」を「年一厘五毛」に改める。
附則
この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第三条の二第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。
○農林水産省告示第千四百七十一号
農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千八百八十二号(農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件)の一部を次のように改正する。
平成十五年九月十九日
農林水産大臣 亀井 善之
「年一分一厘」を「年一分七厘」に改める。
附則
この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。
○経済産業省告示第百二十二号
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第三項第五号の規定に基づき、同号の業種を次のように指定する。
平成十五年九月十九日

業 種	名	経済産業大臣	指定の期間
一 素材生産業	素材生産サービスマテリアル	平沼 赳夫	平成十五年十月一日から平成十五年十二月三十一日まで
二 砂利採取業	砂利採取業	同右	同右
三 石灰石採取業	石灰石採取業	同右	同右
四 土木工事業	土木工事業(舗装工事業を除く。)	同右	同右
五 舗装工事業	舗装工事業	同右	同右
六 木造建築工事業	木造建築工事業	同右	同右

○農林水産省告示第千四百七十二号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成十五年九月十九日
農林水産大臣 亀井 善之
一 解除に係る保安林の所在場所 愛知県日進市 米野木町南山八四一の四
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 指定理由の消滅
○農林水産省告示第千四百七十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成十五年九月十九日
農林水産大臣 亀井 善之
一 解除に係る保安林の所在場所 滋賀県草津市 笠山五丁目字新池一〇三の一四、一〇六の一四、一〇五の一〇六・一〇六の一〇七・一〇七の一〇七の五(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 指定理由の消滅
(次の図)は、省略し、その図面を滋賀県庁及び草津市役所に備え置いて縦覧に供する。)